

徳通火災金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 果有林極印取扱規程
- ◇告示 土地改良区設立の認可
自作農創設維持助成費交付規程の一部改正
国民健康保険法に基づく条例制定認可
鳥取県開拓地酸性土じょう改良事業補助金交付規程
建設業者の登録まつ、消測量法に基づく立入調査等
国民健康保険法に基づく条例変更認可
昭和二十八年八月三十一日鳥取県告示第三百六十八号中訂正
昭和二十八年八月二十一日鳥取県教育委員会告示第二十六号中訂正
- ◇正誤

規則

果有林極印取扱規程を、ここに公布する。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十七号

果有林極印取扱規程

(総則)

第一条 果有林に使用する極印（以下「極印」という。）の取扱については、この規則の定めるところによる。

(極印の様式)

第二条 極印は第一号様式のとおりとする。

(極印の用途)

第三条 処分する目的で立木、伐倒木、被害木その他の林産物の調査をするときは、次の区別に従い、極印を使用する。

- 一 毎木調査にあつては、その直径測定的位置及び根際

二 区域調査にあつては、その区域を表示する周囲立木の目通り及び根際又は標杭の見易い位置

第四条 前条の規定は、立木、伐採木、折損木、盗誤伐

による物件及び、その切り根又は棄権による物件の調査等をする場合にこれを準用する。

第五条 処分立木の伐跡検査をする場合は、次の区別に従い極印を使用する。

- 一 毎木検査にあつては、その伐根の断面
- 二 区域検査にあつては、第三条の規定により極印を押印した立木の伐根の断面

2 前項の場合に存置立木又は棄権木があるときは、第七条の規定により、押印を消さなければならぬ。

第六条 極印は、通常黒肉を使用する。

第七条 極印の誤印、契約の変更、その他の事由により、押印済の極印の印影を消すときは、朱肉を使用して消すものとする。

第八条 積雪その他の事由により所定の位置に押印することが困難な場合は、適宜の位置に押印することができる。

(極印の管理)

第九条 極印は、林務課長が保管する。

第十条 極印は、林務課長が指名する職員でなければ使用することができない。

第十一条 職員が極印を使用したときは、使用後すみやかに返還しなければならない。


第十二条 林務課長は、第二号様式の極印受渡簿を備え、極印受渡に関する事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿には、その首葉口に極印を明示し、これに番号を附記しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式



鳥取県 取払

円型 径一寸 鋼鉄製

第二号様式

鳥取県告示第三百七十七号	東伯郡上小鴨村大字石塚海地正利外二十六人の者から申請があつた大鴨土地改良区の設立について土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により昭和二十八年八月二十六日認可した。	昭和二十八年九月四日	告示	備考	極印受渡簿には極印番号ごとに口座を分けて記載すること。	番号	交	還	付	使用事由	使用者	印	備考
						月日課長印	月日課長印	月日課長印	職氏名	印	備考		

鳥取県告示第三百七十九号

鳥取県知事職務代理者 鈴木 武

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県知事職務代理者 鈴木 武

鳥取県副知事 鈴木 武

昭和二十八年九月四日

鳥取県告示第三百六十一号の一部を次のように改正する。

第一号様式(第二条第一号の場合)を次のように改める。

第一号様式(第二条第一号の場合)

農地等の囑託登記に関する事務

区分	面積	筆数	摘要
町			
買収登記			
売渡登記			

第二号様式(第二条第一号の場合)を次のように改める。
 第二号様式(第二条第一号の場合)
 收支予算書(收支決算書)

区 分	予算額		前年度予算額		比較増 △減	摘要
	(決算額)	円	(予算額)	円		
農地牧野等買 収売渡事務費		円		円		
支出						
区 分	予算額		前年度予算額		比較増 △減	摘要
	(決算額)	円	(予算額)	円		
農地牧野等買 収売渡事務費		円		円		
旅費						
物品費						
役務費						
何 々						
計						

鳥取県告示第三百八十号
 国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和
 十三年法律第十六号)第八条ノ十三第二項の規定に基
 条例制定の認可があつた。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 国民健康保険を行う村 一 認可年月日
 八頭郡安部村 昭和二十八年八月二十一日

鳥取県告示第三百八十一号

鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付規程を次
 のように定める。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交
 付規程

(総則)

第一条 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)
 に基き、農業協同組合及び市町村(以下「農業協同組
 合等」という。)が行う開拓地酸性土じよう改良事業
 に要する経費に対し、この規程により、予算の範囲内
 において補助金を交付する。

(補助の対象)

第二条 前条に規定する経費は、耕土培養事業において
 施用する物の購入に要する経費とする。

(補助金交付申請手続)

第三条 この規程による補助金の交付を受けようとする
 農業協同組合等は、申請書(第一号様式)に次に掲げ
 る書類を添え、正副二通を知事に提出しなければなら
 ない。

- 一 事業計画書(第二号様式)
 - 二 收支予算書(第三号様式)
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- (申請書等に記載した事項の変更届)

第四条 農業協同組合等が、前条に掲げる書類の記載事
 項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ
 知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合におい
 て必要と認めるときは、届出事項について変更を指示
 することができる。

(事業成績書等)

第五条 第二条の規定による補助金の交付を受けた農業
 協同組合等は、翌年度の五月末日までに、事業成績書
 (第二号様式)及び收支決算書(第三号様式)正副二
 通を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第六条 補助金の交付を受けた農業協同組合等が、次の
 各号の一に該当するときは、知事は、補助金の全部又
 は一部の返還を命ずることができる。

- 一 事業の施行方法が不適当であるとき
 - 二 決算額が予算額より少いとき
- 附 則

- 1 この規程は、昭和二十八年年度の事業から適用する。
- 2 鳥取県酸性土じよう改良事業補助金交付規程（昭和二十六年九月鳥取県告示第四百号）は、廃止する。

鳥取県知事 氏 名 殿
 開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付申請書
 昭和 年 度において標記補助金の交付を受けたの
 で、鳥取県開拓地酸性土じよう改良事業補助金交付規
 程により申請します。

農業協同組合長
 （又は市町村長印）

印

第二号様式

事業計画画書（事業成績書）

- 一 開拓地区名
- 二 耕土培養地の所在
- 三 耕土培養事業の施行者
- 四 耕土培養事業の施行の方法

町	町	耕土培養地の面積	耕土培養地施希望面積	耕土培養地対策資材名	施用時期	の当り平均	所要総量	備考

五 施用する耕土培養対策資材

資材の種類及び名称	同上成分含有率 %	購入先	購入希望時期	荷姿	トン当り購入費 円	総購入額 円	備考

（資材の荷受に必要な事項（最寄駅名、荷受者、小運搬の方法及び距離等）を記入すること。）

第三号様式

收支予算書（收支決算書）

収入

收支予算書

（收支決算書）

区	分	予算額	決算額	備考
果補助金		円		

支出

支出

予算額

決算額

備考

区	分	予算額	決算額	備考
対策資材購入費		円		

計	予算額	決算額	備考

鳥取県告示第三百八十二号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日
鳥取県知事登録簿 昭和二十六年 浜田組 西伯郡境町朝日町九九 浜田 曠 昭和二十八年八月六日
(5) 第二二二号

鳥取県告示第三百八十三号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条の規定により岩美郡網代港改築のため次のとおり土地に立ち入り、調査及び測量を実施する。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 土地立入期間 自昭和二十八年九月 四日 至 二十九年三月三十一日
一 立入区域 岩美郡大岩村岩本 網代村網代
鳥取県告示第三百八十四号
国民健康保険を行つてゐる次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第十六号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年九月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 国民健康保険を行つてゐる村 一 認可年月日
気高郡宝木村 昭和二十八年八月二十日
- 一 国民健康保険を行つてゐる村 一 認可年月日
気高郡小鷲河村 昭和二十八年八月二十日

正 誤

昭和二十八年八月三十一日付鳥取県告示第三百六十八号中誤植があるので次のとおり訂正する。

- 頁 誤 正
- 一 鳥取県告示第三百六十八号 鳥取県告示第三百七十八号

昭和二十八年八月二十一日付鳥取県教育委員会告示第二十六号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正
三二二二 印賀 宝篋 印賀 宝篋

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣修理

有限会社

雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 火、金

鳥取縣鳥取市東町取
行 鳥取縣鳥取市東町取
刷 鳥取縣鳥取市東町取
所 鳥取縣鳥取市東町取